

2018-7 帝塚山中学校

日時	2018年7月11日（水）10:50～11:40
テーマ	中学生も知っておきたい消費者トラブル
対象	中学校1年生 324名
主な内容	<p>18歳で成人するとは？</p> <p>消費者トラブルと消費生活センター 相談の実態、中学生の消費者トラブル</p> <p>インターネットトラブル 架空請求、不当請求、DVD視聴 ネットショッピングの注意点、スカウト商法、マルチ商法 相談する意味を考えよう</p>
当日の様子	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 受講した中学1年生は、18歳で成人することになります。成人すると消費者トラブルが増えるため、これまでより2年早くトラブルにあわないための準備をする必要がある事を最初に説明しました。 ◆ 中学生～高校生の10代に多いトラブル事例である、インターネットによる架空請求や不当請求、出会い系サイト、ネットショッピングについて、スライドと映像で紹介しました。そのほかに、スカウト商法や、成人後に増えるマルチ商法について説明し、トラブルにあった時、あいさうになった時は、すぐに消費生活センター（消費者ホットライン188）に相談することを伝えました。 ◆ 相談することは、自分のためだけでなく、被害の防止にも役立つということ、社会のためになることをお話しました。 ◆ 生徒は、講師からの問いかけに積極的に反応し、集中して話を聞いていました。

